

○経済産業省告示第 号

エアコンディショナーの製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第 号）、冷蔵機器及び冷凍機器の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第 号）、硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第 号）及び専ら噴射材のみを充填した噴霧器の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第 号）及び専ら噴射材業省告示第 号）に基づき、地球温暖化への影響の程度であって、フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比率を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を次のように定める。

平成二十七年 月 日

経済産業大臣 宮沢 洋一

フロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の種類は、次の表の第二欄に掲げるとおりとし、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の第二欄に掲げるフロン類等の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる

とおりとする。

ただし、同表の中欄に掲げる物質の二以上の種類のもを混和したもの及び同表の中欄に掲げる物質を他の物質と混和したものについては、告示係数は、指定製品の冷媒として使用するためのもの（以下「混合冷媒」という。）にあつては、国際標準化機構の規定八一七に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、冷媒以外の用途に使用するためのもの（以下「混合物」という。）にあつては、当該混合物中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る表の下欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計した値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）とする。